

堺市社会福祉事業団 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 7 月 1 日～平成 32 年 6 月 30 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 30 年 4 月～ 法に基づく諸制度の改正状況等の再調査
- 平成 31 年 10 月～ 制度に関するパンフレットを修正し職員に配布

【年次有給休暇】

目標 2：年次有給休暇の取得日数を 1 人当たり平均年間 5 日以上とする。

<対策>

- 平成 29 年 8 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 29 年 12 月～ 各所属において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成 30 年 4 月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始